

徳島県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	選挙会の場所	日 時
徳島	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時十五分
鳴門	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時十五分
小松島・勝浦	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時十五分
阿南	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時十五分
吉野川	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時三十五分
阿波	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時三十五分
美馬	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時三十五分
三好第一	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時五十五分
名西	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時五十五分
那賀	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十時五十五分
海部	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十一時十五分
板野	徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室	令和五年四月十一日 午前十一時十五分

三好第二

徳島県職員会館内 第一会議室

午前十一時十五分